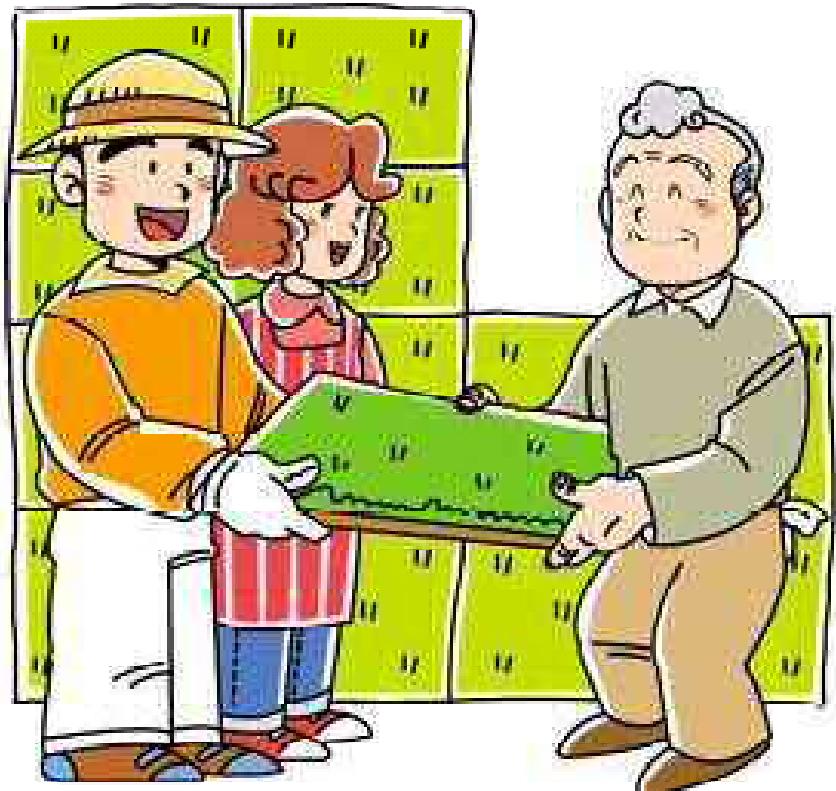


平成28年度第2回 評価委員会附属資料

(機構を軌道に乗せるための改善策公表資料)



平成28年12月20日（火）

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

農地中間管理機構の役員体制

【H28.3末時点】

13名

8名

役 職	常勤・非常勤の別	氏 名	現(前・元)職名	H28年度 継続又は 退任の別	該当者には ○印	経営に関し実践的な能力を有する者 実務経験有りと判断した経歴等
理事長	常勤	高橋 正道	(県農林水産部技監兼次長)	継続		
常務理事	常勤	佐藤 富雄	(農業公社畜産振興部長)	継続		
"	常勤	井城 克廣	(県仙台地方振興事務所副所長)	継続		
理事	非常勤	小島 傑夫	県農林水産部次長	継続		
"	非常勤	風間 康靜	白石市長	継続	○	白石市長・幼稚園経営経験
"	非常勤	赤間 正幸	大郷町長	継続	○	大郷町長・農業経営(水田・畑)経験
"	非常勤	中村 功	県農業会議会長	継続	○	県農業会議会長・農業経営(水田・畑・烟)経験・農業 著述者経営指導経験
"	非常勤	石川 壽一	県農協中央会会長	継続	○	JA組合長・JA宮城中央会会長・農業経営(水田・畑) 経験・農業者経営指導経験
"	非常勤	大坪 輝夫	県麦類・大豆種子場農協連絡協議会会長	継続	○	JA組合長・農業経営(水田)経験・農業者経営指導 経験
"	非常勤	伊藤 秀雄	(有)伊豆沼農産代表取締役	継続	○	農業生産法人経営(水田・養豚・果樹・露地野菜・ 飼料作物)・レストラン経営
監事	非常勤	保科 銅雄	丸森町長	継続	○	丸森町長・農業経営(水田・畑)経験
"	非常勤	菊地 潔	全農宮城県本部長	継続		
"	非常勤	藤澤 勉	公認会計士	継続	○	公認会計士事務所経営

【28年度新規(予定を含む)】

0名

(様式A)

農地中間管理事業推進活動方針

平成28年9月26日策定
平成28年11月18日見直
宮城県農地中間管理機構
公益社団法人みやぎ農業振興公社

本県農業の重要な課題は、①担い手を育成し、②その担い手に生産手段である農地を集め、③地域の農業・農村を活性化させることで、農業の担い手のリタイアが進む現在、そのカバーも急務であり、担い手の育成と農地の集積のスピードが求められている。

そのための施策として10年間の集中期間で農地中間管理事業がスタートし、本県においても当公社が「農地中間管理機構」として宮城県の指定を受け、県が定める「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」のもとに事業を展開してきた。

農地中間管理機構として事業の3年目を迎える、「宮城県農地集積アクションプラン」や市町村が作成する「人・農地プラン」等を踏まえ、以下の目標を掲げ、活動方針を定め、一層の事業推進を図るものとする。

【目標】

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標
おおむね10年後（H35年度）における担い手（※）への農地集積率9割
- 2 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標
担い手が利用する農用地の分散錯圓等の状況を把握し、連担化・団地化を進め、担い手経営体の大規模化、生産の効率化、高度化等を図る。

※担い手（県基本方針）

①認定農業者・②特定農業法人・③特定農業団体・④基本構想水準到達者・⑤集落営農組織（集落内を一括管理・運営）・⑥認定就農者・⑦企業参入者を地域農業の担い手と位置付けています。

【活動方針】

- ①機構集積協力金の有効活用により推進します。
 - ・制度の一層の周知を図り、機構への貸付けに踏み切るきっかけとします。
- ②既存賃貸借契約期間満了案件を機構事業へ誘導します。
 - ・機構事業介入率を高め、農地中間管理権による再配分調整機能を活用し、担い手農家が利用する農用地の連担化・団地化を進めます。
- ③本格的な人・農地プラン等の作成により推進します。
 - ・地域農業の高齢化・農地の状況等を踏まえ、人・農地プランの見直しにおいて地域合意を目指します。
- ④重点実施区域及びモデル地区を中心として推進します。
 - ・地域コーディネーターを中心に地域に根ざした推進を図ります。
 - ・成果を成功事例として県内他地域へのヨコ展開を図ります。
- ⑤ほ場整備実施地区を積極的に推進します。
 - ・農業農村整備事業関係機関との連携により、担い手への集積手法の高度化・安定化への誘導を実施します。
 - ・「農作業受託」から「農地中間管理事業による賃貸借」への誘導を図ります。
- ⑥県内全体を対象として推進します。
 - ・関係機関等の広報誌、マスコミ等の活用を図ります。
 - ・関係機関等組織幹部との連携、協力を強化します。
 - ・産業界との連携強化に努めます。
 - ・受け手対策：関係機関等との連携による各種会議研修会等の活用を図ります。
 - ・出し手対策：土地持ち非農家等を意識した広報等を実施します。

【重点実施事項】

- 1 機構理事長による市町村長等巡回訪問の継続的実施**
 - ・市町村・JA等関係機関トップ及び産業界へ役員による理解促進。
 - ・H28から新たに土地改良区も対象として実施。
- 2 担い手農業者組織等との事業連携協定締結**
 - ・受け手となる担い手農業者5組織、融資2機関と協定締結し、機構事業の普及啓発と事業活用に向けた定期的な意見交換開催等の取組。
- 3 農業委員会組織との連携強化（制度変更への対応）**
 - ・農業委員会法改正に伴い新設される「農地利用最適化推進委員」（H28から3ヶ年間で県内全農業委員会に配置予定）との連携をはじめ、農地集積や遊休農地対策などの農業委員会組織活動との連携を強化。
- 4 土地改良事業との一層の連携等**
 - ・「農地整備事業との連携強化」（県農林水産部長通知 H28.4.14付）に基づき基本的に全ての農地整備実施地区を農地中間管理事業のモデル地区に設定し、積極的に機構事業を活用した農地集積・集約化を促進。
 - ・県土地連と業務委託契約締結し、事業実施地区での推進体制を強化。
- 5 地域コーディネーターの倍増**
 - ・事業開始3年目を迎える、普及啓発から一層の実務推進に向けた体制を強化するため、7人体制から14人体制へ増員。
- 6 農地中間管理システム等の活用による業務改善・円滑化**
 - ・宮城県機構開発帳票作成システム及び実績管理システム活用の他、県機構と連絡協議会の立ち上げによる業務改善等の円滑化。
- 7 実績分析と今後の推進方策検討**
 - ・専門家への業務委託により、実績分析による現状把握とその対策の検討。
※東北大大学と業務委託契約締結し、集落営農を機構事業活用へ誘導するための方策検討。
- 8 畜産的利用拡大による農地集積と経営合理化の推進**
 - ・草地・採草放牧地等の有効活用・水田での飼料用米等に向けた検討。
 - ・酪農協へのアプローチ。
- 9 機構事業活用の体系化**
 - ・機構集積協力金に頼らない推進手法の検討。
※他事業・制度との併用活用の例示（機構事業とのパッケージング手法）。

【関係機関との役割分担】

活動方針及び重点実施事項に掲げた事項を着実かつ円滑に実施していくため、市町村・農業委員会・JA・土地改良区等の関係機関が以下の役割分担のもと、事業を推進していきます。

○市町村

今後の地域農業の在り方等を具体化した「人・農地プラン」の作成・見直し等を通じた地域での話し合いを促進し、円滑な事業活用に向け各種支援を行います。

具体的には、相談対応や出し手の掘り起こし活動、借受け予定地の確認、情報発信や説明会の開催等の業務を行います。

○農業委員会

農業委員会は地域農業の現況に精通していることから、地域の農地利用の調整や、農地の利用状況調査・利用意向調査で把握した情報を活用した耕作放棄地等の利用促進の役割を担います。

なお、農地利用最適化推進委員の設置等による相乗効果を早期に発揮していくためにも、更なる機構との連携の強化を図る必要がありますので、今後、具体的な方策を検討していきます。

○JA

農地利用集積円滑化団体としてのノウハウを活かしながら農地集積の調整を行い、地域の合意形成の支援、効率的な農地利用の調整等の役割を担います。

具体的には、出し手・受け手との交渉、契約締結の支援、情報発信や説明会の開催等の業務を行います。

○土地改良区

ほ場整備を契機に担い手への農地集積を推進するため事業実施地区において、農地中間管理事業のモデル地区に設定するなどし、事業活用推進に務めます。

○県

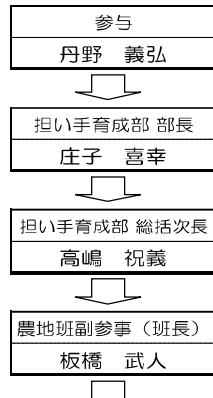
関係各課で構成する農地集積推進本部を設置し、事業の推進、進行管理、情報共有等を行うとともに、関係機関との連携・調整を行います。

また、各圏域の事情に臨機応変に対応できるよう、各地方振興事務所単位に地方推進本部を設置し、各圏域における事業の推進、進行管理等を行います。

さらに、農地中間管理機構に対して、事業に要する経費の助成や遂行上の指導・助言など、円滑な事業遂行のための支援を行います。

平成28年度 宮城県農地中間管理機構推進体制

1. 推進体制



2. 地域担当及び連携

総括：副参事(班長) 板橋 武人									
管内	農地中間管理事業等担当（機構チーム）					農地集積指導等担当（集積チーム）			
大河原	上席主任 主査	大内浩也	主事	岩館玲奈	吉野 文雄	副参事 (班長)	板橋武人	主査	伊藤清記
仙台	上席主任 主査	太田慎二	主事	中村友香	菅原 好文 佐々木三郎	主査	三條康宏	主査	伊藤清記
大崎	上席主任 主査	太田慎二	主事	岩館玲奈	阿部 英実 山田 明 櫻田 克嘉	副参事 (班長)	板橋武人	技師	小幡南夕子
栗原	上席主任 主査	大内浩也	主事	中村友香	佐藤 和彦 高橋万里夫	主査	三條康宏	技師	小幡南夕子
石巻	主任主査	高橋功也	主事	中村友香	橋本 保雄	主査	三條康宏	主査	伊藤清記
登米 気仙沼 南三陸	主任主査	高橋功也	主事	岩館玲奈	菊地 治美 今野 守 伊辺 義偉	技師	小幡南夕子	副参事 (班長)	板橋武人

現場でコーディネート活動を行う担当者の体制

(様式B)

合計12名 新規9名 繼続3名 (前年は合計 7名)

担当する市町村・地域	氏 名	H28年度継続 又新規の別	現(前・元)職名	機構職員又は機構から 委託した職員の別 ※委託の場合は委託先	連絡先
大河原管内(2市7町)全域	吉野 文雄	継続	元JAみやぎ仙南職員	機構職員	JAみやぎ仙南村田総合支店
仙台管内(4市8町1村)全域	菅原 好文	継続	元宮城県職員・農業振興公社職員	機構職員	県仙台地方振興事務所
	佐々木 三郎	新規	前宮城県職員	機構職員	県仙台地方振興事務所
	阿部 英実	新規	前大崎市職員	機構職員	大崎市役所
北部管内(1市4町)全域	山田 明	新規	元JA古川職員	機構職員	大崎市役所
	櫻田 克嘉	新規	前涌谷町職員	機構職員	JAみどりの涌谷営農センター
北部栗原管内(1市)全域	佐藤 和彦	新規	前栗原市職員	機構職員	県北部地方振興事務所 栗原地域事務所
	高橋 万里夫	新規	前栗原市職員	機構職員	県北部地方振興事務所 栗原地域事務所
東部管内(2市)全域	橋本 保雄	新規	元JAいしのまき職員	機構職員	JAIいしのまき河南営農センター
	菊地 治美	継続	元登米市職員	機構職員	登米市産業経済部農林政策課
東部豊米・気仙沼管内(2市1町)全域	今野 守	新規	元登米市職員	機構職員	登米市産業経済部農林政策課
	伊辺 義偉	新規	元宮城県職員	機構職員	南三陸町役場

(注) 各管内に属する市町村について

- 大河原管内(2市7町) : 白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町
- 仙台管内(4市8町1村) : 名取市・岩沼市・亘理町・山元町・仙台市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・富谷町・大衡村
- 北部管内(1市4町) : 大崎市・加美町・色麻町・涌谷町・美里町 北部栗原管内(1市) : 東松島市
- 東部豊米・気仙沼管内(2市1町) : 登米市・氣仙沼市・南三陸町

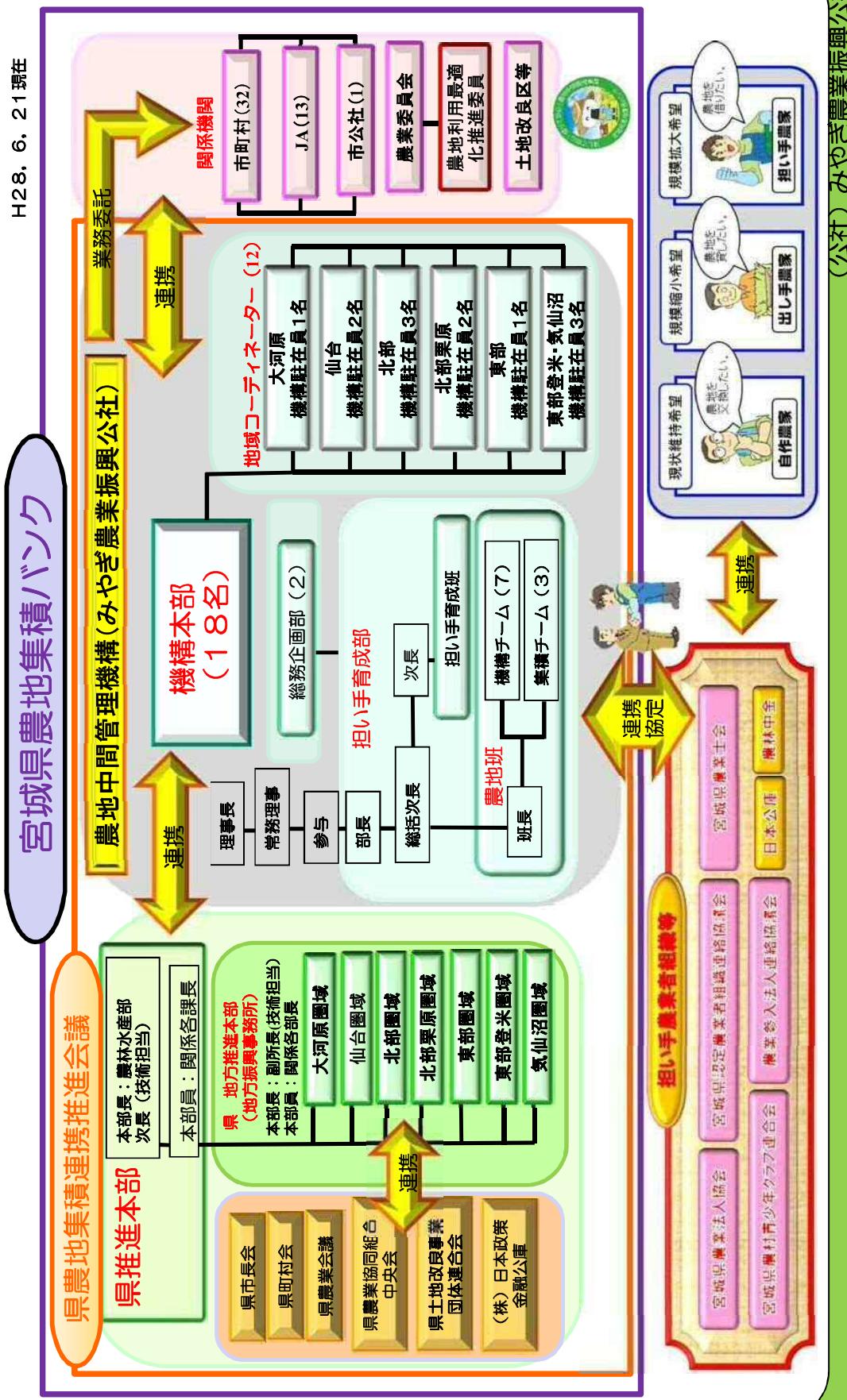
※H28、10、3より大河原管内 1名新規採用予定。

宮城県農地中間管理機構の事業実施体制

議進推連積集農地

宮城県豊地集積ノゾンク

H28.6.21 現在



資料：1

「宮城県農地中間管理機構と宮城県担い手農業者組織及び関係機関との農地中間管理事業に係る連携に関する協定」について（概要）

平成28年 6月21日（火）

宮城県農地中間管理機構

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

1 目的

宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）と宮城県担い手農業者組織及び(株)日本政策金融公庫・農林中央金庫が連携し、農業経営の規模拡大や農用地の集団化、農外からの新規参入等を促進し、農用地の利用の効率化や高度化を図り、もって農業の生産性向上に寄与する。

2 当事者（協定締結者）

(1)宮城県農地中間管理機構（1者）

（公社）みやぎ農業振興公社

(2)宮城県担い手農業者組織（5者）

宮城県農業法人協会・宮城県認定農業者組織連絡協議会・宮城県農業士会

宮城県農村青少年クラブ連絡協議会・農業参入法人連絡協議会

(3)関係機関（2者）

（株）日本政策金融公庫・農林中央金庫

3 立会人

宮城県・農林水産省（東北農政局）

4 協定締結の手法

一括締結方法（全ての当事者が一括して協定書を締結する）

基本協定とし、別途「連携推進会議」を設置し詳細調整

5 連携事項・内容と役割分担（案）

(1)定期的な情報提供及び意見交換に関すること。

機構が機関等からの情報提供や担い手の意見・要望等の情報交換会を定期的に開催する。

【主な役割】 機構・・・定期的に意見交換会を開催、農地中間管理事業の情報提供

担い手組織・・・意見交換会に参加、意見等発信

公庫・中金・・・情報提供等

(2)各組織における主催行事に関すること。

各組織の主催行事にそれぞれが積極的に参加し、情報交換や農地中間管理事業の周知・理解促進等を図る。

【主な役割】 機構・担い手組織・公庫・中金・・・相互に主催行事を案内

機構・公庫・中金・・・農地中間管理事業等の情報提供・周知

(3)農地利用のあり方等に関する地域の合意形成に向けた取組に関すること。

人・農地プランの作成・見直しにあたって、担い手の経営発展に向けた農地中間管理事業の活用を明確に位置付けるなど、地域農業の在り方に関する合意形成と取組のイメージ共有を図る。

【主な役割】機構・・・市町村の見直し取組支援

担い手組織・・・話し合いへの積極的な参加を会員へ周知、積極的な意見等発信

(4)本事業の普及啓発活動及び積極的な活用に関するこ。

出し手・受け手の情報収集・提供と農地中間管理事業の活用へ誘導を図る。

【主な役割】機構・・・農地中間管理事業の活用への誘導

担い手組織・・・積極的な農地中間管理事業の活用と地域における出し手・受け手の情報を収集し機構への情報提供

(5)本事業の再配分調整活動に関するこ。

機構が中間管理権を保有する農地の再配分調整活動（シャッフル活動）を展開する。

【主な役割】機構・・・再配分調整の検討・実施

担い手組織・・・受け手意見の集約と機構への情報提供

(6)その他、農地中間管理事業の推進に関するこ。

県は、協定で掲げた連携事項が円滑に実施されるよう、当事者が行う取組を支援するとともに、これらの取組に積極的に参画していく。

6 これまでの対応と今後の進め方

(1)機構からの各組織に対しての、連携協定協議への参画文書要請 (H28,3,14済み)

(2)H27年度内に各組織からの協議参画回答徴求（基本合意）

（H28,3,31までに全ての組織から参加回答済み）

(3)各組織との詳細調整（協定書内容・表現等）

(4)協定書締結に関する各組織決定（理事会・総会協議）

(5)H28,6,21（火）協定書締結

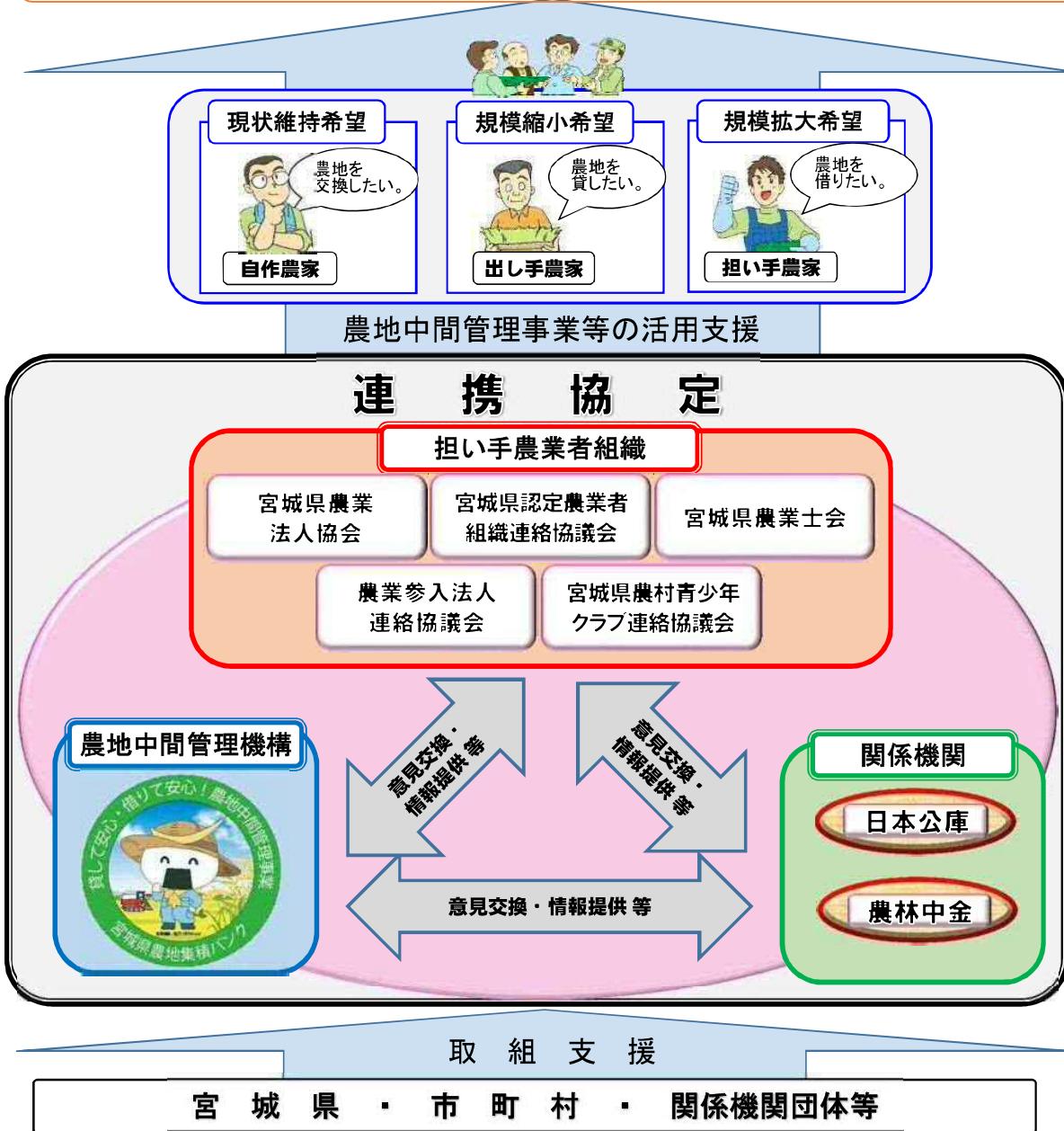
7 連携推進会議の実施

定期的な意見交換の場として実施



**担い手農業者組織との連携強化で
農地集積・集約化を一層推進！
『農地中間管理事業活用イメージ』**

農地の有効活用と担い手農業者の経営安定化の実現



農地中間管理事業に係る連携協定とは、『地域の貴重な財産である農地の有効活用』に関する、それぞれの立場において情報提供や意見交換を定期的に実施し、農地中間管理事業等を通じて「農地の有効活用」と「担い手農業者の経営安定」を目指すものです。

具体的には、①各組織主催行事への積極的参加、②人・農地プランの作成・見直しへの協力、③農地中間管理事業の積極的活用と効率的な土地利用に向けた団地化の取組支援等を行うものです。



農地中間管理事業に係る扱い手農業者等との意見交換会を踏まえた改善点等

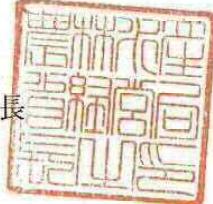
※この他にもあります、主なものを公表しております。

No	対象者		意見・要望内容	改善点等	備考	改善実施年度
	要見・要望者	対応者				
1	扱い手農業者等	機構	地域における機構職員の活動が見えない。	H27.5月より、機構職員として「地域コーディネーター」を7箇域（県地方振興事務所管区域）毎に配置し、地域の声を反映する体制を整備した。	「地域コーディネーター」とは、機構地方駐在職員であり、機構の考え方を現場へ、現場の声を機構へ反映する役割を持つ。	H27年度
2	扱い手農業者等 業務委託先	宮城県	機構からの借入を周年で行えるようにしてもらいたい。	対象農地の大半が水田のため、水稻作付に併せた時期のみ「農用地利用配分計画」を認可、公告することとしていたが、毎月認可、公告することとした。（周年対応）		H27年度
3	扱い手農業者等 業務委託先	宮城県・機構 市町村・農業委員会	機構を経由した借入処理に時間が掛かりすぎる。	機構借入及び機構貸付に係る農業委員会検査審議を同時に実施することとした。（処理日数の短縮化の実現）	機構借入＝農用地利用集算計画 機構貸付＝農用地利用配分計画	H27年度
4	扱い手農業者等	宮城県・機構	市町村やJAに機構事業の質問をしても対応がまちまちであり、よくわからない。	「農務マニュアル」や「Q&A」等を作成・改訂し、周知徹底した。（統一的取扱）		H27年度
5	扱い手農業者等 業務委託先	機構	事務処理（書類作成）が煩雑である。	業務委託先と調整し、「帳票作成支援システム」を作成・改訂した。（事務処理の内滑化処理）	宮城県機構独自開発	H27年度
6	扱い手農業者等 業務委託先	宮城県・機構	ほ場整備事業地区での「地域集積協力金のエリアどり」を一時利用地でも可能にしてほしい。	面工事が完了したばほ場整備事業地区での「地域集積協力金のエリアどり」は従前地と一時利用地の併記（根拠資料添付）により、一時利用地でも可能とした。	宮城県より文書通知済み	H27年度
7	扱い手農業者等	機構	誰に相談したらよいかわからない。	機構HPに「相談窓口一覧表」を掲載した。	機構・県・市町村・JA・関係機関・国等窓口を公表中	H27年度
8	農業法人経営者	機構	H30には生産調整を国は止めと言う。そうしたら土地利用型農業においては利益はせず、機械・設備に投資することも出来なくなる。先行きが不安な状況で会社としてH30以降の姿を想定することが出来ないでいる。	恒久的な扱い手の経営安定対策の確立と経営力向上支援対策の拡充を国へ要望した。	H27,9,3農林水産省事業ヒヤリング時要望	H27年度
9	農業法人経営者	機構	農地の耕作（貸付）を依頼されることが多くなってきてる。農地の規模大と併せて、草刈りや用排水路の維持管理も増えているので大変である。「多面的機能支払」等があつて地域での対応を頂ければ良いのであるが。	扱い手が中心となって農村集落が健全に維持・発展出来るよう、多面的支払機能に取り組む地域の拡大に向け、自治体負担の緩和等の施策の拡充を国へ要望した。	H27,9,3農林水産省事業ヒヤリング時要望	H27年度
10	扱い手農業者等	機構	中山間地域における耕作条件の悪い農地についても、農地中間管理事業により有効活用していただきたい。	制度上は、機構が条件改善実施後に扱い手農家への貸付也可能である。しかし、地主の扱い手の費用負担が伴うため実施要望は無い。 H27から開始された「農地耕作条件改善事業」は、負担軽減されるが、採択枠が狭いため、一層の予算確保を図・国へ要望する。	H27年度より「農地耕作条件改善事業」（ほ場整備事業実施農地の再整備事業）開始	H27年度
11	機構	機構	事業実行者である「扱い手農業者組織」との情報交換を定期的に実行したり、扱い手農業者組織等の主催行事にも積極的に参加し、連携強化を図りより一層使い勝手の良い事業にしたい。	平成28年6月21日付けで、扱い手農業者組織5者・農業関係金融機関2者と「農地中間管理事業に係る連携に関する協定」を締結し、定期的な「連携推進会議」を実施したり、相互間の主催行事にも積極的に参加することとした。	東北農政局管内では初めて、全国で4番目の取組である。 なお、この連携協定を参考として公社地域コーディネーターが中心となり、東原市・迫町区において「扱い手農業者間の連携協定が8月に締結」された。	H28年度
12	扱い手農業者等	機構	病気・高齢化等により機構活用を考えており、JA窓口に相談したところ、「借受先を自分で深く見てから手続きします」と言われた。 制度上は、機構が借受先を探してくれるのではないか。	機構としては、相談窓口業務を市町村（農業委員会含む）・JAに業務委託しています。 業務委託先・関係機関団体等に対して、事業スキームの周知を図るべく、H27.12.18付けで農林水産省からの指導に基づき、「転貸先を探すことは機構（業務委託先を含む）の重要な役割である」旨、「農地中間管理事業における農地貸付希望者への対応について」（H28.7.25付け農振公第1116号理事長通知）にて周知を回りました。	<参考:H27.12.18農林水産省による指導内容> 機構のスキームに反する事項（是正指導内容） ①農地貸付希望者に借り手を自ら選ぶこと。 ②貸付変更を農地所有者と転貸者に調整させること。 ③貸付先決定ルールを遵守せず、機構（委託先含む）が恣意的に貸付先を選定すること。	H28年度
13	扱い手農業者	機構	相談窓口で様々な説明を受けたが、事業実行者のための「必要な書類」・「最低限の確認事項」を記した書類が無いため見え難くなかった。 簡単なメモでよいので、相談時に「必要最低限の内容が確認できる書類」があれば良いのだが。	業務委託先の実態を調査のうえ、事業実行者へ「必要な書類」・「最低限の確認事項」が記載されている書類を配布している業務委託先と配布していない業務委託先があった。 また、配布している内容に不充分なものも見られたため、機構として「農地中間管理事業受付窓口における対応について」（H28.9.13付け農振公第1116号理事長通知）にて参考例を示した。	<参考:H28.9.13で機構が示した参考例内容> 【おしえ】 農地中間管理事業の活動を希望される皆様へ ①申請に必要な書類・②申請窓口 ③申請から許可・公告までの流れ・④貸付期間・⑤賃借料 ⑥手数料・⑦法人登記・⑧委任状・⑨集積計画書・配分計画書 ⑩贈与税・⑪農業者年金受給者・⑫借受人（耕作される方）	H28年度
14	扱い手農業者等 業務委託先	機構	手数料は何故必要なのか。 相談する手数料を説明するとなかなか理解いただけなく事業推進上問題ではないか。	機構手数料は、事業実行者双方より借賃の1パーセントづつ納めていただいている。 No.13にて参考例示している「【おしえ】農地中間管理事業の適用を希望される皆様へ」において必要性等を説明いただきました。 また、推進上必要な措置として「免責措置」もありますのでご相談願います。	<参考:手数料の活用内容> 微小した手数料は、機構事業で国の補助対象となる経費や扱い手農業者への支援等に活用されます。 ※借賃が10a当たり年10,000円の場合には100円となります。	H28年度
15	扱い手農業者等	宮城県・機構	地域では農地を耕す方が高齢化、誰かに耕作をお願いしたい方は大勢いる。 まだまだ農地中間管理事業はPR不足ではないか。	県・機構としては、県広報誌・市町村やJA等関係機関の機関誌、民放ラジオCM、ポスター等による周知活動を引き続き実施します。 また、国に対して全国レベルでの広報活動（主に不在地主（他県居住者等）対象）を要望しました。 ※具体的には、全国主要駅・コンビニ等へのポスター掲示による周知活動。	H28.7.19農林水産省事業ヒヤリング時要望	H28年度
16	扱い手農業者等 業務委託先	宮城県・機構	事業3年目でようやく事業が軌道に乗り始めてきた。 しかし、機構事業活用の大きなメリットである「機構集積協力金」は、H30年度までの取扱方針が定められていたものの、H28年度の制度運用が都合で変更され現場では混乱している。 また、H29年度以降の取扱にも、「また変更があるので」と不信感を持たれており推進しづらい。 国のしっかりとした対応をお願いしたい。	H30年度まで取扱方針が決まっていた「機構集積協力金」の制度運用を安易に変更したことで、現場の事業推進上大きなブレーキとなっていることを国へ説明しました。 併せて、H29年度以降の運用について、再度大きな変更を行わないよう要望しました。	H28.7.19農林水産省事業ヒヤリング時要望	H28年度

28 経営 第722号
平成28年6月3日

宮城県農地中間管理機構理事長 殿

農林水産省経営局長



農地中間管理機構を軌道に乗せるための改善策の更なる徹底について

1 平成27年度の農地中間管理機構（以下「機構」という。）の実績については、5月19日に開催された官邸の農林水産業・地域の活力創造本部において評価され、別添の「農地中間管理機構を軌道に乗せるための平成27年度の取組状況と今後の方針について」（以下「今後の方針等」という。）により、改善策を着実に実行していく必要があることが確認されました。

また、その改善策については、6月2日に閣議決定された日本再興戦略（改訂2016）にも反映されたところです。

2 つきましては、各都道府県・機構において、「今後の方針等」を踏まえて、別紙1の改善策を速やかに実行していただき、機構を早急に軌道に乗せ、実績を更に上げていただきますようお願いいたします。

その改善策の対応方針及び状況については、6月22日までに別紙様式1により、管轄する地方農政局長へ報告願います。

3 なお、報告いただいた内容を踏まえ、6月下旬以降、県別ヒアリングを実施させていただく予定です。

4 また、実際に発生した事案に基づき、各都道府県・機構において事業推進を図っていく上で留意すべき事項を別紙2に整理しましたので、これに十分留意して取り組んでいただきますようお願いいたします。

5 平成28年度末（29年3月末）の実績見込み等については、6月末、9月末及び12月末時点のものについて、翌月の10日までに別紙様式2により御報告いただきますようお願いいたします。

なお、報告された数値については公表させていただく可能性がございますので、ご承知おき願います。

